

## 武蔵はまなす会会則

(名称・事務所)

**第1条** 本会は、北海道武蔵女子学園はまなす会（略称「武蔵はまなす会」と称し、事務所を本学園内に置く。

(目的)

**第2条** 本会は本学園の教育方針に則り学園と家庭との連絡を緊密に保ち、一致協力して子女の教育の徹底を期するとともに、あわせて本学園の充実発展をはかることを目的とする。

(事業)

**第3条** 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 学生のクラブ活動等学生活動に対する援助
2. 女性の教育にふさわしい学園環境整備
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

**第4条** 本会は本学園の在学生及び卒業生の父母（またはそれに代わる人）、本学園の役員及び教職員、ならびに本学園の教育に理解のある有志をもってこれを組織する。

- 2 本会の会員を分けて正会員、賛助会員及び名誉会員とする。
- 3 正会員は本学園在学生の父母及び学園役員とする。
- 4 賛助会員は本学園卒業生の父母及び本学園の教育に理解のある有志とする。
- 5 名誉会員は本学園の専任教員及び課長以上の事務職員とする。

(会議)

**第5条** 本会の会議は総会、役員会及び学年部会の3種とする。

- 2 総会は本会の最高議決機関で、会長がこれを招集する。毎年1回定期総会を開き、必要な場合は臨時総会を開くことができる。
- 3 役員会は、第6条に定める役員による機関とし、会長がこれを招集する。
- 4 学年部会は各学年に係る事項を協議する機関とし、必要に応じて会長がこれを招集する。

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置き、総会でこれを選出する。

- |         |      |                             |
|---------|------|-----------------------------|
| 1. 名誉会長 | 1～2名 | 大学学長及び短期大学学長                |
| 2. 会長   | 1名   | 正会員の中から選出                   |
| 3. 副会長  | 1名   | 正会員の中から選出                   |
| 4. 会計監査 | 2名   | 正会員の中から選出                   |
| 5. 主事   | 3名   | 大学学生支援委員長、短期大学学生支援委員長及び事務局長 |

(役員の仕事)

**第7条** 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
4. 主事は本会の委嘱する事務を行ない、本会の具体的な運営に当たる。

(役員の仕事)

**第8条** 本会の役員の仕事は1カ年とする。ただし再選を妨げない。補欠員の仕事は前任者の在任期間とする。

(会 計)

**第9条** 本会の経費は会員の会費及び寄付金をもってこれを支弁する。

- 2 正会員の会費は、年額2,400円とする。
- 3 賛助会員の会費は1口10,000円以上の一時会費とする。
- 4 名誉会員の会費はこれを免除する。
- 5 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 6 本会の予算は役員会の承認を経て、総会に提案するものとする。

(会則の改廃)

**第10条** 会則の改廃は総会の承認を必要とする。

## 附 則

この会則は昭和42年4月15日よりこれを実施する。

## 附 則

- 1 この会則は平成24年4月1日より施行する。
- 2 改正後の会則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年度の役員は次の通りとする。

1. 名 誉 会 長	1名	本学学長
2. 会 長	1名	正会員の中から選出
3. 副 会 長	1名	正会員の中から選出
4. 会 計 監 査	2名	各学年の在学生の父母1名ずつ
5. 学年部会委員長	2名	各学年の在学生の父母1名ずつ
6. 学年部会副委員長	1名	在学生の父母1名
7. 学年部会委員	若干名	各学年の在学生の父母若干名ずつ
8. 主 事	2名	学生支援委員長及び事務局長

## 附 則

この会則は令和7年4月1日より施行する。